

10/12(木)の行事

報道発表資料の配付日時

9月20日(水) 13時00分

| | | | |
|-----------------|---|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 令和5年度移動教育委員会の開催について | | |
| 記者レクのお知らせ | (実施日時) 月 日 () 時～ | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>北海道教育委員会では、教育委員会の会議を札幌市以外の地域で開催し、会議の公開等を通じて地域の方々に教育委員会の会議について理解を深めていただく機会を設けることにより、道民に開かれた教育行政を推進するため、毎年度1回、「移動教育委員会」を開催しています。</p> <p>令和5年度(2023年度)は、次のとおり宗谷管内稚内市において開催することとなりましたので、お知らせいたします。</p> <p>1 日時 令和5年(2023年)10月12日(木) 14時00分から</p> <p>2 場所 稚内総合文化センター(稚内市中央3丁目13番23号)</p> <p>3 傍聴の申込方法 傍聴の申込方法は、北海道教育委員会のホームページに掲載しています。 (http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sum/boutyo02.htm)</p> <p>4 その他 (1) 教育委員会の会議は、原則として毎月2回、道庁別館の教育委員会室において開催しています。 (2) 移動教育委員会は、平成14年度以降、毎年度開催しています(令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大対策のため、オンラインによる「みんなの教育委員会」を代替開催)。 (3) 予定議事等の詳細につきましては、後日お知らせいたします。</p> <p>5 連絡先 北海道教育庁総務政策局総務課法制係 電話(代表) 011-231-4111 内線35-124 (直通) 011-204-5704 FAX 011-232-1058</p> | | |
| 参考 | | | |
| 報道(取材)に当たってのお願い | 毎月2回、道庁別館の教育委員会室で開催している教育委員会と同様に公開案件について傍聴できますので、広く道民へのPRをお願いいたします。 | | |
| 担当(連絡先) | 教育庁総務政策局総務課法制係 担当:佐藤 (内線:35-104) | | |

北海道教育委員会からのお知らせ

移動教育委員会を開催します

北海道教育委員会では、北海道の教育行政に対する道民の皆さんの理解と信頼を深めていただくため、教育委員会の会議を公開しています。

この会議は、原則として毎月2回、道庁別館の教育委員会室で開催していますが、このたび、稚内市において「移動教育委員会」として開催することといたしました。

どなたでも傍聴できますので、傍聴を希望される方は、次の方法によりお申し込みください。

1 日時

令和5年(2023年)10月12日(木)
14時00分

2 場所

稚内総合文化センター
(稚内市中央3丁目13番23号)

3 申込方法

別紙の傍聴申請書に必要事項を記入し、申込期限までに郵送、メール若しくはFAXしていただくか、又は北海道電子自治体共同システムによる電子申請でお申し込みください。

- ・電子申請手続(要利用者登録) URL
<https://www.harp.lg.jp/>
- ・簡易申請手続(利用者登録不要) URL
<https://www.harp.lg.jp/3vN10VJ1>

4 申込期限

令和5年(2023年)10月4日(水)

5 お申込み及びお問い合わせ先

〒060-8544

札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁総務政策局総務課法制係

電話(代表) 011-231-4111 内線35-124

(直通) 011-204-5704

FAX 011-232-1058

教育委員会の会議とは

教育委員会の教育長及び5名の委員が、教育行政の基本方針の決定、北海道の教育に関する規則の制定、北海道の指定文化財の指定など、様々な議題について審議する会議を「教育委員会の会議」と呼んでいます。取り上げる議題は時期によって異なりますが、移動教育委員会では通常の議題に加えて「宗谷管内の教育行政の概要」の報告を予定しています。



こちらのQRコードからもアクセス可能です。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

6 その他

- (1) 会場の制約等により、申請者多数の場合は抽選となることがあります。
- (2) 傍聴の可否は、会議開催の前々日までに郵便で通知します。郵便が到着しない場合は、上記5までお問い合わせください。
- (3) 事前受付した人数が15名未満だった場合、その満たなかった人数に限り、当日受付により傍聴券を交付し、傍聴を許可します。なお、傍聴券の交付は、会議開催時刻30分前から10分前まで会場に設置します傍聴者名簿に記載いただいた順とします。

傍聴券の交付数は開催日の2日前頃に、以下の北海道教育委員会のホームページで御案内します。

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sum/kaigikaisai.html>

- (4) 今回の教育委員会会議については、後日YouTubeで視聴できるよう限定公開する予定です。なお、傍聴者については映らないよう映像を加工する予定であることを申し添えます。視聴用のURLは以下の北海道教育委員会のホームページで御案内します。

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sum/idoukyouikuiinnkai.html>



傍聴に際しては、次の北海道教育委員会傍聴規則に留意願います。

北海道教育委員会傍聴規則（平成2年教育委員会規則第13号）抜粋

（傍聴できない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が傍聴を不相当と認めた者

（傍聴人の守るべき事項等）

第7条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 帽子又は外とうの類を着用すること。
- (3) 飲食すること。
- (4) 私語、談話、拍手等をする事。
- (5) 議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

2 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得たときは、この限りでない。

3 傍聴人が前2項の規定に違反したときは、教育長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

（傍聴の禁止及び退場）

第8条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

（教育長の指示）

第9条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

別記第3号様式（第3条関係）

傍 聴 申 請 書

令和5年10月12日開催の北海道教育委員会の会議を傍聴したいので
申請します。

令和 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

<申請者>

| | |
|---------|--|
| 氏 名 | |
| 住 所 | |
| 電 話 番 号 | |

<郵送以外の方法で傍聴者証の受取を希望する場合は、傍聴者証の希望送付先
(電子メールアドレス等)を以下に記入してください。>

| | |
|------------|--|
| 電子メールアドレス等 | |
|------------|--|

備 考

電子メールアドレスは、添付ファイルを受信できるものを記入すること。